

平成 19 年度第 5 回松阪市入札等監視委員会議事録

1. 日時 平成 20 年 3 月 26 日（水） 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 30 分

2. 場所 松阪市役所 5 階特別会議室

3. 出席者

委員	委員長	楠井	嘉行
	副委員長	村田	裕
	委員	坂本	聰子
		吉川	和男
		吉田	弘一（今回抽出委員）

事務局 山口契約監理担当理事、松尾契約担当参事、磯田契約監理課長、
佐藤検査・契約担当主幹、須崎検査指導室長、刀根契約係長、池内契約主任

4. 議事

議題 1 入札及び契約手続の運用状況【資料 1】及び指名停止措置執行状況【資料 2】の報告について

事務局から平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 26 日までの間の入札及び契約手続の運用状況及び指名停止措置状況等について報告を行う。

- ・ 総入札件数 59 件、平均落札率は 86.11%であり、全体的には競争性も確保できている。が、平均参加者が 7.1 社であり、入札不調 3 件を含め入札参加者数が 5 社未満の開札が 21 件と半数近くを占め、手持ち工事との関係もあるが年度末発注の不人気ぶりが顕著に現れたものとなっている。
- ・ 指名停止措置については、14 件実施した。
- ・ 内訳については、市内業者であるカドヤが配管掘削現場における崩壊事故により下請作業員が負傷したこと、また、土生組が舗装版掘削現場において重機作業中の交通誘導員との接触事故によりそれぞれ 1 ヶ月の指名停止措置を行っている。それ以外の 12 件については、談合による独占禁止法違反措置である。

議題 2 抽出事案の審議について（吉田委員抽出）【資料 1】

入札不調の 3 工事について

委員：入札不調となった要因と今後の対策について何か考えているか？

入札不調案件に限らず入札参加者が少数となる入札については、この第 4 四半期という発注時期によるところが大きい。毎年同様の問題として懸念されるが、発注時期の平準

化を各部署に周知をさせながら対応したい。

委員：入札不調 3 工事のうち、1 件は参加者が全く無く、その他 2 工事については、参加者公開後の辞退（2 工事とも同業者）により不調となっている。辞退した理由は？
辞退理由は、「配置予定技術者の都合により技術者が見込めなくなった」というものである。

この、「参加者公開後 1 社となったため不調とした 2 工事」の措置としては、当初の入札金額をあらかじめ調査し、それ以下の金額でそれぞれの業者に随意契約交渉を担当課より行った。また、参加者無しで不調となった工事については、完成工期が今年度中ということであり、再入札は困難と判断し、この発注条件により参加できなかった同地区内（飯南）の上位業者と随意契約交渉を行ったと聞いている。

千歳橋塗装塗替工事（審査会型）について

委員：当該工事は、入札参加者が 3 社しかなく落札率も 96.95%と高止まりである。競争性が確保されているのか疑問である。何か原因はあるのか。

また、橋梁塗装という専門性の高い工事であり、東部建設は専門性のある業者か？

競争性が図られた入札であったが、（くじによる）予定価格算出率の結果により最低制限価格以下に 2 社が該当し、高値で応札していた業者が落札するといった松阪市における最低制限価格制度の不合理性がもたらす結果といえる。

当該工事は、橋梁耐震工事の塗装部分を分離発注するケースとなったため、参加要件として通常の塗装専門工事実績だけでなく、橋梁本体工事実績の業者も認めることとした。

委員：当該工事は審査会型発注入札である。市内部の閉鎖的な審査でなく学識経験者等による部外者登用の考えはないか？

発注規準の定めが無い大規模及び特殊工事の発注等については、意志形成における緊急的な対応も必要な場合があり、全国ほとんどの自治体が内部組織で運用している状況ではある。透明性、公平性、競争性の担保といったことについては、入札結果等から判断される不合理な点等について当該入札等監視委員会の皆様からご意見・ご指摘をいただくことでお願いしている。

下村町外 1 町排水路修繕工事、上川町 5 号線外 1 線道路修繕工事、豊原団地 3 号線外 1 線道路修繕工事、上川町下水溝渠修繕工事、以上（地域本庁型）について

委員：当該抽出 4 工事については、本庁管内指定型のものであり、「下村町外 1 町排水路修繕工事」は入札参加者が 6 社で落札率が 97.66%、「上川町 5 号線外 1 線道路修繕工事」は入札参加者が 9 社で落札率が 97.85%、「豊原団地 3 号線外 1 線道路修繕工事」は入札参加者が 4 社で落札率が 98.52%、「上川町下水溝渠修繕工事」は、入札参加者が 3 社で落札率が 99.39%といずれも参加者が少数で高落札率となっている。適切な発注時期、契約工期におけるものであったか疑問である。

特にこの時期については、入札参加者が少数となることを予想し、他の業者が予定価格を決定するくじの結果により落札外となることを期待するような応札(予定価格付近の高値札で待つ状況)が頻出する。

適正な発注時期であったかを検証するとともに、この最低制限価格制度によって落札外となる不合理性を解消する対策を検討していきたい。

入札参加者の減少について

委員：今回の監視期間(1月~3月)の案件において、入札件数59件のうち、入札参加者数が5社未満の開札が21件と半数近くを占め、年度未発注の不人気ぶりが顕著に現れたものとなっている。今後の対策は？

今後の検討課題として、毎年事業担当課へ依頼している発注時期の平準化による見直し、また、例えば5社未満の参加者による開札があらかじめ予想される場合における最低制限価格設定の方法を検討したい。

議題3 平成19年度入札制度及び運用に関する意見書について

委員：最低制限価格の設定については、他の自治体の昨今の落札状況から見ても本市は高い設定水準(建設工事85%、業務委託67%)と考える。市場価格を反映できるような方式への移行も検討されたい。

予定価格を算出するくじが招く不合理な入札結果の解消策も含め、最低制限価格を今すぐ無くすことは、ダンピングによる過当競争を引き起こす要因となることは明らかであり、変動型最低制限価格制度の導入も、公共工事への依存が高い本市になじむものでないと現状では考えている。また、低入札価格調査制度の導入については、市レベルにおいて技術的にも、調査期間のシワ寄せによる適正工期の確保にも対応が困難な状況である。ただ、平均落札率は他自治体と比べると高い水準となってきたと認識している。

委員：入札等監視委員会としてさらに協力できることは？

談合情報として発信元が確認できており、どこの業者がいくらで落札するといったいわゆる談合情報があれば、公正取引委員会が入らないと談合認定ができないということではなく、事務局からも徹底的に情報提供をさせていただくので、この委員会で立証ししかるべき措置を取れるような組織としての活躍を望んでいます。また、最終判断のよりどころとして、発注アドバイザーとしての監視を併せて賜りたく思います。

4 その他 次回開催にかかる日程について

提言書の取りまとめに伴い、次回開催日を『平成20年5月12日(月)10:30~』とする。